

# 重要事項説明書 (訪問介護)

## 1 サービスを提供する事業者

名 称	株式会社 守コーポレーション
所在地	松阪市久保町1796番地8
電話番号	0598-54-1300
代表者氏名	中山 麻衣子
設立年月	平成25年10月30日
事業の種類	訪問介護事業 (訪問介護) 障害福祉サービス事業 (居宅介護・重度訪問介護・生活介護) 放課後等デイサービス 地域生活支援事業 (移動支援・日中一時支援)

## 2 ご利用施設

事業所の名称	訪問介護事業所 うさぎ・多機能型事業所 うさぎ
事業所の所在地	三重県松阪市久保町1796番地8
電話番号	0598-54-1300 (訪問介護事業所) 0598-54-1302 (多機能型事業所) FAX 0598-54-1301
実施地域	松阪市、他要相談
営業日及び営業時間	・訪問介護事業所：365日 (要相談) 8:30~17:30 ・多機能型事業所 生活介護事業所：月曜日~金曜日 9:00~15:00 地域生活支援事業：月曜日~土曜日 (お盆、年末年始除く)
開始年月日	訪問介護：平成25年12月1日 居宅介護・重度訪問：平成26年1月1日 地域生活支援事業：平成26年1月1日 生活介護：平成29年5月1日 放課後等デイサービス：平成29年9月1日

## 3 運営方針

運営方針	利用者が、基本動作及び生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを中心とし、なおかつ家族・保護者の育児や介護軽減等をも図るサービスを多機能で実施します。
------	---

#### 4 サービスを提供する職員の配置状況

##### 訪問介護事業所

職 種	常 勤		非常勤		合計	備 考
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			1	
サービス提供責任者	1				1	
訪問介護員	1	6	10	3	20	

#### 5 サービスの内容

##### 1. 訪問介護

サービスの種類	サービスの内容
身体介護	入浴・食事・排泄・整容・服薬管理・移動その他必要な身体介護を行います。
家事援助	調理・洗濯・掃除・買い物その他必要な家事を行います。

※「生活援助」次のような行為は含まれません。

- ①農業等の生業の援助的な行為
- ②直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

※介護予防サービスは、身体介護・生活援助の区分なしに要支援の程度毎に月単位の定額費用でサービスの提供いたします

##### 2. その他

訪問時の確認	顔色・発汗等の体調確認、環境整備を行います。
退室時の確認	火元・電気・戸締り等の確認をします。
介護等の相談	介護にかかる援助方法や助言などをアドバイスします。

##### <サービスの概要>

サービスは、介護支援専門員が作成する「居宅サービス計画書」に基づいて、「訪問介護計画書」を当事業所のサービス提供責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。

#### 6 利用料金

##### 1. 介護給付費等対象サービスの料金

介護保険を利用する場合の自己負担は、原則として基本料金の1割です。

※所得に応じ、基本料金の2割をいただく場合があります。

ただし、介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービスは全額自己負担になります。

	20分以内	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1.5時間未満	1.5時間以降30分増すごと
身体介護		2, 490円	3, 950円	5, 770円	830円
	20分以上	45分以上	70分以上		
身体に続き生活援助	3, 150円	3, 810円			
	45分未満		45分以上		
生活援助のみ	1, 820円		2, 240円		

※その他加算

緊急時訪問介護加算：1, 000円

訪問介護初回加算：2,000円

介護職員処遇改善：基本料金の13.7%

- ① 早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）は25%割り増し、深夜（22：00～6：00）は50%割り増しになります。
- ② 緊急時訪問介護加算は利用者の要請と介護支援専門員が認めた居宅サービス計画書にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。
- ③ 訪問介護初回加算は新規計画を作成した利用者に、初回訪問介護実施月内に、サービス提供責任者が訪問介護又は同行訪問した場合に加算します。
- ④ 介護職員処遇改善加算は、介護職員処遇改善交付金から円滑に移行するための加算で、都道府県知事等へ届け出した事業所が加算することができます。

2. 利用料金のお支払方法

料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求があった月の末日までに以下の方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所での現金支払い

7 サービスの終了

1. サービスの解約による終了

- ①利用者が当事業所に対し14日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます
- ②当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者が障害者総合支援制度から著しく逸脱した内容を要求したり、再三説明しても理解されない場合は解約させていただきます。
- ④利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合は、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直

ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

⑤当事業者を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

2. 次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

①利用者が施設に入所した場合 ②利用者が亡くなった場合

## 8 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、いかなる対策を講じます。

① 虐待防止責任者を選任 中山 麻衣子

② 苦情解決のための対策を整備しています。

③ 研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

④サービス提供中に、養護者（家族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報します。

## 9 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

## 10 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等

事業所窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付担当者 中山 麻衣子</li> <li>・苦情解決責任者 中山 麻衣子</li> <li>・ご利用時間 9:00 ~ 18:00</li> <li>・電話番号 0598-54-1300</li> </ul>
事業所以外の市町村の窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所 三重県津市桜橋2丁目96</li> <li>介護保険課苦情処理係 電話番号 059-228-9151</li> </ul>

### 1.1 記録の保管

- (1) 法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については、5年間保管します。
2. 個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上で必要となる他事業所及び医療機関等との連絡調整や、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：訪問介護事業所 うさぎ  
 説明者職名： 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

【 事業者 】

所在地 三重県松阪市久保町1796番地8  
事業者(法人) 株式会社 守コーポレーション  
代表者名 代表取締役 中山 麻衣子  
事業所名 訪問介護事業所 うさぎ

【 利用者 】

住所：  
氏名： 印

【 代理人 】

住所：  
氏名： 印  
続柄：